

## ○奈良市民間保育所等選考審査委員会規則

平成27年3月31日規則第29号

### 奈良市民間保育所等選考審査委員会規則

#### (目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市民間保育所等選考審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 委員会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所、同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業、同条第13項に規定する病児保育事業（以下「病児保育事業」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置・運営の主体となる民間事業者の審査及び選考に関する事項を所掌する。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 公認会計士
- (4) その他市長が適当と認める者

3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 病児保育事業の専門知識を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員会総意のもとこれを決し、疑義が生じたときは、委員会で協議を行い委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に、病児保育事業に関する事項を審査させるため、部会を置く。

2 部会は、委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）5人以内をもって組織する。

3 部会に属する委員等は、委員長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員等の互選により定める。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員等のうちからあらかじめ部会長が指名する委員等がその職務を代理する。

6 委員会は、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員等」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第8条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第9条 委員等の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第10条 委員等の費用弁償の額は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第2に定める額とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、保育所・幼稚園課において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。